#### スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日: 令和6年10月31日

# (公社)日本ビリヤード協会スポーツ団体ガバナンスコードく中央競技団体向け>遵守状況の自己説明 ※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.nba.or.ip/

審査項目通し番号	原則	審査項目	)については、次のページにて公開している。https://www.nba.or.jp/ 自己説明	証憑書類
<b>1</b>	[原則1]組織運営等に関	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準 (1) について】 策定に関して理事会承認済。 中長期基本計画プロジェクトの再編成実施中。 【審査基準 (2) について】 同上 【審査基準 (3) について】 同上 「未来会議」を発足し幅広い意見を募る予定	36. 中長期計画プロジェクト資料サマリ
2	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 策定に関して理事会承認済。 中長期基本計画プロジェクトの再編成実施中。 【審査基準(2)について】 同上 【審査基準(3)について】 同上 「未来会議」を発足し幅広い意見を募る予定	36. 中長期計画プロジェクト資料サマリ
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 策定に関して理事会承認済。 中長期基本計画プロジェクトの再編成を実施し2023年度末に再スタートし その中で策定し実施する予定であるが。現状ベースにで5年程度の財務計画を 2024年度中に作成する。 【審査基準(2)について】 同上 【審査基準(3)について】 同上 「未来会議」を発足し幅広い意見を募る予定	36. 中長期計画プロジェクト資料サマリ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営	①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること		3. 役員規程42. 役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営 を確保するための役員等の 体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準 (1) について】 評議員制度に関する本項目は当法人の評価対象外。 【審査基準 (2) について】 同上	対象無し
6	[原則2] 適切な組織運営 を確保するための役員等の 体制を整備すべきである。	成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、 その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じる	アスリートの意見は地域別加盟団体及び競技種目別加盟団体にて収集し要望そのほかについて理事会に上程、審議され	13. 加盟団体規程 40. 加盟団体代表者会議議事録全文 39. 令和5年度全議事録(次第)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2]適切な組織運営 を確保するための役員等の 体制を整備すべきである。	実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 定款により理事は10名以上15名以下と定められている。現在12名の理事が任命されていて適切な規模を維持している。 また12名のうち医科系大学教授・弁護士が各1名ずつ在籍しており多様性も確保されている。 定款においては通常理事会が2回と定められているが2021年度実績として6回開催されており、実効性においても確保され ている。	1. 定款 3. 役員規程 12. 理事会運営規程 39. 令和5年度全議事録(次第)
8		(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること		3. 役員規程 役員選考にかかわる規程(未作成)
9		組みを設けること ②理事が原則として10年を超え て在任することがないよう再任 回数の上限を設けること	未定義 制度整備に関して理事会承認済。着手の段階。 役員規程にて2025年3月までに規定し2025年4月より施行予定。 【例外措置または小規模団体配慮措置】 激変緩和措置対象役員=有 激変緩和措置(例外措置)発生の考えられる理由: ・現理事が各分野(医科学・財務会計・法律・ガバナンスほか) の専門家・有識者である場合、 競技の理解が深い後任理事の	3. 役員規程 役員選考にかかわる規程 (未作成)
			選考が困難であり時間を要する。 ・現在進行中であるプロジェクトの責任担当理事については、 プロジェクトが成功または完了するまでの再任が必要である。 ・国際上位団体とのコネクションの維持。  役員規程の中で規定予定である。 制度の制定は2025年予定であるが段階的に実行する可能性もある  役員選考にかかわる規程は2025年5月までに制定する。	

審査項目 通し番号		審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営 を確保するための役員等の		【審査基準(1)について】 制度整備に関して理事会承認済。着手の段階。 「役員選考検討委員会」設置(2025年度役員分) 2025年度からの段階的な運用開始を目標とする。 制度についての規程の制定は役員規程に盛り込み2024年度の改定を予定。 ※通常の役員改選は2026年度 役員選考にかかわる規程は2025年5月までに制定する。	3. 役員規程 41. NBA委員会 役員選考にかかわる規程(未作成)
11	る。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 現規程は基準を満たし、実行されている。	3. 役員規程 5. 内部統制基本方針 6. 倫理規程 7. コンプライアンス規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	現規程は基準を満たし、実行されている。	1. 定款 3. 役員規程 2. 正会員規程 6. 倫理規程 7. コンプライアンス規程 12. 理事会運営規程 14. 委員会規程、 15. 職務権限規程 16. 経理規程 17. 事務局規程 26. 賛助会員規程 30. CS会員規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	現規程は基準を満たし、実行されている。	1. 定款、3. 役員規程 6. 倫理規程 8. 内部公益通報保護規程 9. 反社会勢力排除に関する規程 10. 個人情報保護規程 11. 個人情報保護基本方針 18. 文書管理規程 23. 懲戒規程
14	[原則3] 組織運営等に必 要な規程を整備すべきであ る。	程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関す	現在職員(正社員)は雇い入れていなく、また職員(パートタイム)報酬規程は未作成である。 それぞれの報酬規程は、賃金テーブルを含め職員就業規則およびパートタイマー就業規則に追加する。2024年年度中に制 定する。	1. 定款 3. 役員規程 4. 役員退職慰労金規程 20. 出張旅費規程 25. 慶弔見舞金規程
15			現規程は基準を満たし、実行されている。	1. 定款 16. 経理規程 34. ビリヤード普及振興事業協力金規 程 29. 特定費用準備資金等取扱規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	現規程は基準を満たし、実行されている。	2. 正会員規程 30. CS会員規程 31. スポンサー選定に関する規程 32. 寄付金規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	の権利保護に関する規程を整備		6. 倫理規程 30. CS会員規程 ※選手選考に係る規程(未整備)
18	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 NFとしての統一審判員制度の整備プロジェクトが進行中である。 各種目の世界基準も鑑みながら段階的にスタート予定である。最終着地点は2027年度を予定する。 現段階では各競技種目別加盟団体が適任者を指名し運用中である。また競技特性としてファールについてはほぼ明確に事象として現れることと、そもそもフェアプレーの上で成り立つ競技であるこことから、統一制度は必須であるものの、公平な競技運営に関し概ね担保されている。	41. NBA委員会

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること		39. 令和5年度全議事録(次第) 41. NBA委員会
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。		コンプライアンス委員会は理事会開催時に合わせて実施する準備をしており、 定款においては通常理事会が2 回以上と 定められているところ、 2023年度実績として6 回開催されている。	7. コンプライアンス規程 39. 令和5年度全議事録(次第) 41. NBA委員会 42. 役員名簿
21	ス委員会を設置すべきであ		コンプライアンス委員会の委員は理事会を構成する理事が務めるところ、理事に 現役弁護士及び学識経験者が含まれる ため、 現役弁護士及び学識経験者が配置されている。	7. コンプライアンス規程 39. 令和5年度全議事録(次第) 41. NBA委員会 43. (資料) 改正個人情報保護法

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5]コンプライアン	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 理事会開催時に実施するコンプライアンス委員会が役職員向け教育を実施している。 なお、今後は、加盟団体代表者会議の中でも教育を実施する予定。	7. コンプライアンス規程 39. 令和5度全議事録(次第) 41. NBA委員会 43. (資料)改正個人情報保護法
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手向けのアンチドーピング研修を公式戦開催時に年に数回実施。 また同時にそのほかのコンプライアンス教育も実施予定である。	7. コンプライアンス規程 33. アンチ・ドーピング規程 41. NBA委員会 44. ビリヤード選手のためのアンチ・ ドーピングの知識
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 未実施 現在、審判員制度整備の準備段階にある。 整備する制度にコンプライアンス教育を必須項目として盛り込む予定。 審判員制度の完全スタートは2027年度を予定している。	41. NBA委員会

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則6] 法務、会計等の 体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	公認会計士のサポートを受けられる体制を確保済。 法律関係に関しても弁護士のサポート体制は確保済。 各種問題等については通報窓口経由で報告され、その内容についてはコンプライアンス委員会内にて検討する。将来的 に定期的に管理できる体制を整えていく予定である。	7. コンプライアンス規程 6. 倫理規程 16. 経理規程 34. ビリヤード普及振興事業協力金規 程 29. 特定費用準備資金等取扱規程
26	[原則6] 法務、会計等の 体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に 行い、公正な会計原則を遵守す ること	【審査基準 (1) について】 稟議及び金銭決済に関する規程が未整備なので2025年5月までに作成予定。 公認会計士のサポートを受けられる体制を確保済。 【審査基準 (2) について】 原則として監事は定款の定める上限2名を置き、適正な監査が補完的に履行されるよう努めている。選定時の適正確保について理事会から独立した機関は未設置だが、総会時の個別就任審議において適正の審判を仰ぐ。 【審査基準 (3) について】 定期的に公認会計士のサポートを受けるとともに、監事によるチェックも定期的に実行されている。	16. 経理規程 34. ビリヤード普及振興事業協力金規程 29. 特定費用準備資金等取扱規程 42. 役員名簿 49. 令和6年度定時総会議事録全文 45. 令和5年度監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の 体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準 (1) について】 選手強化NF事業の内容については、JOC実施要項に準拠し、その対象事業は継続的踏襲が原則。拠って独自のガイドラインは設けていないが、各年度の事業計画の確認と変更は理事会審議を経る。	50. 令和6年3月12日理事会議事録全文 47. 令和6年度NF強化事業計画- 20240312理事会案 48. 令和6年度事業計画案-20240312理 事会案 51. 選手強化NF事業実施要項(表紙・ 要綱)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7]適切な情報開示 を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 公式サイトにて、事業計画/報告・収支予算/報告を公表 https://www.nba.or.jp/	37. 予算/収支報告 38. 事業計画/報告
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考 に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 選手選考に関しては各加盟団体のランキング及びIFの規程により選定される場合と選考会を実施して決定されるパターンが存在する。 選考会を実施する場合には当法人の公式WEBサイト上にて開示するとともに結果についても開示している。 なお、選手選考に係る規程を2025年12月までに整備する。	※選手選考に係る規程(未整備)
30	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当法人の公式WEBサイト上にて開示	46. ガバナンスコード自己説明 様式5

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8]利益相反を適切	(1) 役職員、選手、指導者等の 関連当事者とNFとの間に生じ得 る利益相反を適切に管理すること		6. 倫理規程 52. 利益相反マネジメントポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 利益相反マネジメントポリシーが制定され適切に運用されている。	52. 利益相反マネジメントポリシー
33	[原則9]通報制度を構築すべきである		【審査基準(1)について】 通報窓口の広報は公式サイトで告知済み。 https://www.nba.or.jp/ 【審査基準(2)について】 内部公益通報保護規程にて定めている 【審査基準(3)について】 同上 【審査基準(4)について】 同上 【審査基準(5)について】 理事会開催前実施のコンプライアンス委員会にて、職員も含め教育を実施する(年1回程度)。 また、毎年11月に開催予定の加盟団体代表者会議にてスポーツ仲裁に関する教育とあわせ、通報制度に関しての教育を実施する。	6. 倫理規程8. 内部公益通報保護規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則9] 通報制度を構築 すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、 弁護士、公認会計士、学識経験 者等の有識者を中心に整備する こと		6. 倫理規程8. 内部公益通報保護規程
35		為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	禁止行為~処分まで、コンプライアンス規程・倫理規定、CS会員規定、懲戒規程にて規定されている。	6. 倫理規定 7. コンプライアンス規程 23. 懲戒規程 30. CS会員規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 処分機関の中立性の確保については懲戒規程にさらに盛り込み2025年3月までに規程の修正・発行を実施する。	23. 懲戒規程 6. 倫理規程 7. コンプライアンス規程 30. CS会員規程
37	との間の紛争の迅速かつ適	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準(1)について】 倫理規程にて自動応諾条項を定めている。 スポーツ仲裁機構に登録済である。(自動応諾団体リスト掲載済) 【審査基準(2)について】 倫理規定の「適用範囲」にて定義されている。 【審査基準(3)について】 倫理規定の「適用範囲」にて定義されている。	6. 倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	│[原則11]選手、指導者等	(2) スポーツ仲裁の利用が可能 であることを処分対象者に通知 すること	【審査基準 (1) について】 通知している。 またスポーツ仲裁の利用について記載している倫理規定は公式サイトにて公開している。	6. 倫理規程
	[原則12] 危機管理及び不 祥事対応体制を構築すべき である。	(1) 有事のための危機管理体制 を事前に構築し、危機管理マ ニュアルを策定すること	危機管理体制は2025年6月まで制定予定	危機管理マニュアル(未制定)
39			【審査基準(2)について】 マニュアルは2025年6月まで制定予定	
40	祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、 事実調査、原因究明、責任者の 処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を 速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以 内に不祥事が発生した場合のみ 審査を実施	【審査基準(1)について】 過去6年間に当協会において不祥事が発生した事例は無い。	
40				

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不 祥事対応体制を構築すべき である。		【審査基準 (1) について】 過去6年間に当協会において不祥事が発生した事例は無い。	
42	するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に 係る指導、助言及び支援を 行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準 (1) について】 加盟団体規程にて明確に定義されている。 【審査基準 (2) について】 コンプライアンス委員会に加盟団体よりの委員を任命し情報共有と研修実施を2023年度より実施予定。コンプライアンス規程にはコンプライアンスの推進に関する各年度の活動計画およびその総括する旨規定されている。現時点では必要に応じて適時行っている (例:コロナ対策等) 【審査基準 (3) について】 同上	7. コンプライアンス規程 13. 加盟団体規程 40. 加盟団体代表者会議議事録全文 41. NBA委員会
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	る情報提供や研修会の実施等に よる支援を行うこと	コンプライアンス委員会に加盟団体よりの委員選出について理事会にて承認された。現在加盟団体の委員を選出中であり、決まった時点で委員会を実施しまずは内部通報窓口及び不服申し立て自動受諾について研修予定。 毎年11月開催の加盟団体代表者会議にても都度、コンプライアンス及びガバナンスついての説明を実施する。	7. コンプライアンス規程 13. 加盟団体規程 40. 加盟団体代表者会議議事録全文 41. NBA委員会 46. ガバナンスコード自己説明 様式5